

令和7年11月県議会
厚生常任委員会
報告事項

健康福祉部

目 次

1. 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの策定について
(健康福祉政策課) ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について
(障がい者支援課) ・・・・・・・・・・・・ P 3

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの概要

厚生常任委員会報告資料
令和7年11月議会

1 気象情報と主な被害情報

・九州北部地方で令和7年8月10日夜遅くから11日にかけて線状降水帯が繰り返し発生。

県内では、24時間降水量が多いところで400ミリを超える記録的な大雨となった。

・特に、8月10日から11日にかけて、熊本地方を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、「記録的短時間大雨情報」が発表。

・11日未明から昼前にかけて県内5市2町(玉名市、長洲町、八代市、宇城市、氷川町、上天草市、天草市)に

大雨特別警報が発表された。

県内広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生

人的被害:30名 住家被害:8,481棟 被害額:約1,872億円

農林水産	約861億円
公共土木	約666億円
商工業	約283億円 等



道路崩壊（甲佐町）



法面崩壊（上天草市）

復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、

「令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部」を設置。復旧・復興プランの策定へ

2 復旧・復興プランの理念

- 複数の分野にわたる被害への対応に関する課題検証
- 復旧に向けた様々な取組みに関する記録・継承
- 生活や事業の再建に向けた様々な取組みを府内各部局の連携のもと強力に推進

➡ 「県民みんなが安心して笑顔になる」熊本の復旧・復興

3 復旧・復興プランの4つの柱

- ① 被災者の救済・生活支援
- ② 産業復興支援
- ③ 社会・産業インフラの機能回復
- ④ 防災・減災の取組み

4 今後のスケジュール

・令和7年12月18日:第2回復旧・復興本部会議開催

・来年度の出水期前にプラン内容について進捗を確認

県内の11市町（※）に災害救助法が適用



過去の大規模災害との比較

○令和7年8月豪雨

- (R7.12.9時点)
・人的被害: 30名
・住家被害: 8,481棟
・被害額: 約1,872億円

○令和2年7月豪雨

- ・人的被害: 119名
・住家被害: 7,414棟
・被害額: 約5,222億円

○平成28年熊本地震

- ・人的被害: 3,014名
・住家被害: 198,655棟
・被害額: 約3兆7,850億円

○平成24年九州北部豪雨

- （熊本広域大水害）
・人的被害: 36名
・住家被害: 3,408棟
・被害額: 約685億円



浸水被災店舗（玉名市）



急傾斜崩壊被害（美里町）



越水土砂流出被害（美里町）



浸水被害を受けた苗（八代市）

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの主な内容（案）

3年間の主な取組み			
項目	主な課題	改善の方向性	
1 被災者の救済・生活支援	1 生活の支援・住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住まいの再建支援策の実施、「地域支え合いセンター」による支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施。
	2 医療・社会福祉施設等の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 早期復旧に向けた迅速な補助手続が必要。 被災した施設等の中には、垂直避難エレベーターや非常用自家発電が未整備又は老朽化している施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災した全ての医療・社会福祉施設等の復旧が速やかに完了するよう、実地調査の早期着手などの支援を実施。 老朽化した設備の更新を促進し、耐震性の向上を推進。
	3 災害廃棄物の早期適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 近年大きな災害を経験していない市町村では処理体制構築等の対応に係る負担が大きかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から、災害発生を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や、対応力の向上を推進。
2 産業復興支援	4 農林畜水産業者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の早期把握に加え、被災現場のニーズに応じた短期、中長期的な支援策が必要。 被災農林漁業者が安定して事業継続できるような支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災農林漁業者が速やかに事業再開ができるよう、ニーズに合った支援を実施。 災害に強い産地づくりに向けた、中長期的な支援の継続。
	5 被災中小企業者等の事業再建に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 過去の大規模災害、新型コロナウイルス感染症に今回の災害が加わり、さらに物価高騰や大幅な賞上げ等の影響もあり、県内中小企業者の経営環境は極めて厳しい状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 再建を目指す全ての事業者が復旧を完了する。
3 社会・産業インフラの機能回復	6 道路の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地で発生した多数の被災箇所への対応や再度被災させない復旧、災害時の人流・物流における代替路の確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた、必要な箇所を改良復旧。 災害時の人流・物流における幹線道路ネットワークの強靭化。
	7 河川・砂防施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地で発生した多数の被災箇所への対応。 今後の出水により、同様の災害が再び発生する恐れがあり、再度災害防止の取組みが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川・砂防施設の早期の機能の回復。 再度災害防止の観点を踏まえ、必要な箇所については改良復旧や再度災害防止のための施設整備を実施。
	8 農地・農業用施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 本復旧まで時間を要する箇所における排水機能の暫定確保など、二次被害防止策の強化が急務。 中長期的には、蓄農継続に向けた早期の復旧・復興と再度災害防止に向けた整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災農業用排水機場については、湛水被害を防ぐため応急ポンプを設置し、強制排水体制を整備。 市町村による査定設計書の作成等の技術的支援を通じて、復旧工事の早期着手を促進。
	9 林道施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 林道災害復旧事業においては、林道に至る市町村道等の復旧工事が先行する必要があるため、全災害箇所の復旧完了までに長期間を要する。 林業活動再開に向けたアクセス確保と、復旧事業の工程調整が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 林道災害復旧事業の円滑な推進に向け、事業主体(市町村)が他所管の災害復旧事業と調整を図れるよう支援を行い、復旧工事の着実な進歩を促進。
	10 山地災害地の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震や令和2年7月豪雨の復旧事業では、工事の不調不善が多く発生しており、今回の復旧においても同様の事象が生じる懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進。
	11 漁港漁場施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 漂流物対策フェンスの倒壊、流失により、アサリ、ノリ養殖場へ流木等が流入し、漁業活動に支障を及ぼす可能性が高いため、早急なフェンスの再設置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 漂流物対策フェンスの再設置を進めることで、漁場環境の保全と漁業活動の安定化を図る。
	12 教育施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被災した学校施設等の早期復旧が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手する。 被災した学校からのニーズを的確に把握し、早期復旧を行う。
	13 文化財等の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 国・県指定文化財の復旧を行う市町村等の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県指定文化財の着実な復旧のため、市町村の計画策定等を支援。
	14 自然公園施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被災施設の復旧にあたっては、景観保全や文化的価値の保全に特段の配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源や文化財としての価値を維持しつつ、災害に強い施設復旧を実施。
	15 肥薩おれんじ鉄道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 肥薩おれんじ鉄道の残された復旧工事の早期完了が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧工事の早期完了に取り組む。
	16 被災地警察施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 警察活動拠点となる上天草警察署松島交番が復旧工事の期間、使用不可能であるため、早期復旧が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 治安維持に間違を生じさせることができないよう移動交番車を配備し、交番機能を維持。 被害の大きかった地区へ防犯パトロールを強化。
	17 國土強靭化地域計画に基づく施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の頻発化・激甚化に加え、局所的かつ突発的に発生するなど、災害の形態に変化がみられており、更なる國土強靭化の取組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の水害の経験も踏まえて、「熊本県國土強靭化地域計画」を改定し、本県における國土強靭化の取組みをこれまで以上に強力に推進。
	18 浸水対策(内水氾濫対策含む)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 近年の激甚化する災害に対して、ハード整備だけでは対応が困難であり、中長期の時間を要するため、ソフトを含めた総合対策の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 「令和7年8月大雨による浸水被害に関する検討会」で県、市町村などを検討した結果を踏まえ、浸水対策に取り組む。また、市町村が取り組む内水氾濫対策を支援。
	19 ボランティア確保対策強化	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初において、必要人員の早期確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの要請が多い初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図る。
	20 初動対応の検証	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設判断のばらつき。 情報収集ツールの多様化への対応。 LO(情報連絡員)の役割・任務の理解不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑状降水帯発生予測情報を受けた対応ルールの策定検討。 スマホ・SNSなどツールの多様化に合わせた平時からの情報伝達強化の検討。 災害対応経験者派遣制度(仮称)の検討。

第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

障がい者支援課

1 計画策定の趣旨・経緯等

第1期計画が令和7年度末で終了することに伴い、ギャンブル等依存症対策基本法及び国のギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、本県のギャンブル等依存症対策の指針として、引き続きギャンブル等依存症対策を総合的に推進していくために策定するもの

2 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間

3 計画策定の基本的な考え方

＜基本理念＞

ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及し、関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指す。

＜基本方針＞

- ① 正しい知識の普及・啓発及び不適切な誘引の防止
- ② 必要な支援につなげる相談支援体制の整備
- ③ 医療における質の向上と関係機関との連携の促進
- ④ ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための理解促進
- ⑤ ギャンブル等依存症に関連する諸問題の総合的な解決に向けた体制の整備

4 第1期計画からの主な変更点

- ・公営競技におけるインターネット投票の利用の増加を踏まえた普及・啓発の充実
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」においても取組みを推進
- ・インターネット上の違法賭博に対する啓発の強化
- ・保護者への啓発を強化し、関係機関と連携して依存症リスク家庭を支援
- ・県の研修に当事者や家族に講話いただく等の協力を仰ぎ、関係機関が研修を行う際にも当事者団体や家族団体との連携を呼びかけ

5 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
計画案とりまとめ 厚生常任委員会への報告	パブリックコメント	パブリックコメントを受けての修正等	厚生常任委員会及び熊本県依存症対策推進協議会委員への報告、計画策定

第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画（案）の概要

※下線部が第1期に加えて追記した箇所

1 計画の概要

計画の期間:令和8年度から令和10年度までの3年間

計画策定の趣旨

ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策基本計画の策定を受け、令和3年度に策定した第1期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画が令和7年度で終了することから、引き続き、本県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの

計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条の規定による都道府県計画として策定

2 現状と課題

ギャンブル等依存症の現状

(1) 施設の状況(R7.8月時点、※遊技場R6.12月時点)

競輪:1施設(熊本競輪)

場外発券所:競馬2(荒尾、八代)、競輪5(熊本、宇土、八代、天草、玉東)、

オートレース2(宇土、八代)、ボートレース1(長洲)

遊技場(ぱちんこ・パチスロ):111店舗

(2) 県内のギャンブル等依存症が疑われる者の状況(R5調査)

「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」:約2万人

(3) 行動者率(R3調査)

過去1年間において1回以上「ぱちんこ」を行った人の割合

熊本県 8.2% (全国順位4位、九州内順位4位)

(全国平均 6.3%)

(4) ギャンブル等依存症の受療状況(R4年度)

△入院患者数:11人 △外来患者数:122人

(5) 県内相談機関への相談状況(R6年度)

熊本県精神保健福祉センター、熊本市こころの健康センター及び各保健所への
ギャンブル等依存症に係る相談件数:457件

(6) 医療機関の状況(R7.4月時点)

ギャンブル等依存症治療拠点機関及び専門医療機関:各2機関

(菊陽病院、向陽台病院)

主な課題

- ギャンブル等依存症が疑われる推計者数や医療機関への受診件数、相談機関への相談件数を勘案すると、支援が必要な方が医療機関や相談機関につながりにくい現状が想定される。
- ギャンブル等依存症の専門医療機関やギャンブル等依存症の診察に対応できる医療機関が少ない。
- ギャンブル等依存症に関連して発生する諸問題の解決に向けた体制の整備を進め、関係機関の連携のもと、ギャンブル等依存症者への包括的な支援の実現を図る必要がある。
- 公営競技におけるインターネット投票が増加していることから、これを踏まえた依存症対策の充実を図っていく必要がある。

3 基本計画の方向性

基本理念

ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及し、関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指します。

基本方針

- (1) 正しい知識の普及・啓発及び不適切な誘引の防止
- (2) 必要な支援につなげる相談支援体制の整備
- (3) 医療における質の向上と関係機関との連携の促進
- (4) ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための理解促進
- (5) ギャンブル等依存症に関連する諸問題の総合的な解決に向けた体制の整備

4 重点目標

1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたって発生を予防する (普及啓発を目的とした講演会等や高等学校・大学等への情報提供を年1回以上実施)

2 防止、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する (専門医療機関を県内に3カ所以上選定、医療機関等への研修会や保健所圏域ごとの協議の場を年1回以上実施)

5 具体的な取組み

1 発生予防(1次予防)

(1) 予防教育の推進

- ・学校教育による普及・啓発
- ・保護者への啓発

(2) 普及啓発

- ・広報用資材による広報の実施
- ・講演会、研修会等の実施
- ・インターネット投票の利用制限やその普及啓発
- ・インターネット上の違法賭博に対する啓発の強化

(3) 不適切な誘引の防止

- ・若年者の入場制限の徹底

2 進行予防(2次予防)

(1) 相談支援の充実

- ・地域の相談窓口や関連問題に係る相談支援体制の充実
- ・子育て中の家庭への支援体制整備

(2) 医療提供体制の充実

- ・専門医療機関数の増加や地域における診療体制の充実

3 再発予防(3次予防)

(1) 社会復帰支援及び家族支援

- ・支援プログラムや家族教室等の実施
- ・民間団体の活動支援
- ・自助グループ等の活動支援や活動等の周知

4 基盤整備

(1) 関係機関等との連携

- ・相談窓口における各種関連情報の提供
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムによる包括的な支援体制の整備

(2) 人材育成

- ・ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者や各種相談員の育成
- ・県の研修に当事者や家族に講話をいただく等の協力を仰ぎ、関係機関が研修を行う際にも当事者団体や家族団体との連携を呼びかけ

(3) 調査・研究の推進

- ・ギャンブル等依存症に関する実態の把握

6 推進体制

- ・ギャンブル等依存症対策専門部会を中心に、関係機関と相互に必要な連絡・調整等を図りながら計画を推進
- ・計画策定後も取組状況の確認を進めるほか、社会情勢等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直し